

デイサービスセンターやすらぎ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 社会福祉法人正和会 デイサービスセンターやすらぎ
- ・開設年月日 平成19年 8月 1日
- ・所在地 愛媛県宇和島市蛤95番地3
- ・電話番号 0895-22-6655 ・ファックス番号 0895-22-2244
- ・代表者 渡部 三郎

- ・介護保険指定番号 (3870301078号)

(2) 通所介護の目的

社会福祉法人正和会が行う宇和島市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業及び、地域密着型通所介護（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、事業対象者、要支援1. 2、要介護1～5の状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(3) 通所介護の運営方針

- 1 従業者は、事業対象者、要支援1. 2、要介護1～5の者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 3 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(4) 事業所の職員体制

	人数	業務内容
・ 管理者	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務管理 ・ 従業者の管理 ・ 関係機関等との連絡調整 ・ 利用相談等に関わる調整 ・ (介護予防・日常生活支援総合事業) 通所介護計画の作成及び説明 ・ その他
・ 生活相談員	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の生活、行動プログラムの企画、対外連絡ならびに利用者および家族の生活相談に関する事 ・ 利用者の(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護計画の検討と実施に関する事 ・ その他
・ 看護職員	2以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医の指示に基づく、利用者の看護、健康管理に関する事 ・ 利用者の日常生活の介護、支援および家族に対する指導に関する事 ・ 利用者の保健衛生に関する事 ・ 利用者の(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護計画の検討と実施に関する事 ・ その他
・ 介護職員	3以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の日常生活の介護、支援に関する事 ・ 利用者の(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護計画の検討と実施に関する事 ・ その他
・ 機能訓練指導員	2以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の機能回復訓練ならびに日常生活動作の改善に関する事 ・ 利用者の(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護計画の検討と実施に関する事 ・ その他

(5) 事業所の設備の概要

- ・ 食堂兼機能回復訓練室 ・ 静養室 ・ 相談室
- ・ 事務室 ・ 浴室 ・ 調理室 ・ その他

(6) 利用定員 18名

(7) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始12月30日から1月3日及び地方祭7月23日を除く。

(8) 営業時間 8 : 30 ~ 17 : 30

(9) サービス提供時間 9 : 30 ~ 17 : 00

(10) 実施地域 宇和島市 (九島を除く島嶼部は除く)

2. サービス内容

- (1) 宇和島市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業、地域密着型通所介護サービス利用計画の立案
- (2) 食事サービス
昼食 12時00分～13時00分
間食 15時00分～15時30分
- (3) 入浴サービス
- (4) 健康管理・看護
- (5) 介護サービス
- (6) 機能訓練（集団機能訓練及び個別機能訓練）
- (7) 介護予防方法の指導、相談援助サービス
- (8) 送迎サービス
- (9) 文化的活動
- (10) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金等

- (1) 基本料金 (別紙 介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護料金表 参照)
- (2) その他の料金 (別紙 介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護料金表 参照)
- (3) 支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日に指定の口座より口座引落いたします。どうしても都合のつかない方は、当施設事務窓口で現金にてお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

4. 非常災害対策

- ・従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- ・管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ・管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき、毎年二回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

5. 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- ・事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じることとする。

6. 緊急時における対応方法

従業者は、介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者、主治医及び家族に報告することとする。

7. サービス利用に当たっての留意事項

利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ・サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意しなければならない。
- ・日常生活を通じ人格の向上に努め、常に相互の融和のもとに助け励まし合い秩序ある共同生活を守るよう心掛けなければならない。
- ・事業所敷地内で喫煙してはならない。
- ・喧嘩、口論、その他他人に迷惑になる行為をしてはならない。
- ・常に身体服装の清潔に努めなければならない。
- ・事業所の内外において、無断で物品の売買及び金品の相互の貸借をしてはならない。
- ・機能訓練に積極的に参加し、機能の減退防止、自立に努めなければならない。
- ・許可を受けずして事業所内において集会、宗教活動、政治活動を行ったり、文書、刊行物、ポスター等を掲示し、または配布してはならない。

8. 要望及び苦情の相談

- (1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置
事業所内に常設の窓口を設置し、常勤の職員を担当者とする。

(電話) 0895-22-6655 (FAX) 0895-22-2244

受付時間：午前8：30～午後5：30（月～土 ただし、休業日は除く）

- (2) 利用者からの相談・苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受理担当者において直ちに処理できるものについては、その都度対応処理する。
- (3) 受理担当者において処理できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者から聞き取り、および調査を行い、社会福祉法人正和会本部へ報告し、関係者検討委員会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応する。

- (4) 当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口で苦情を申し出ることができます。

・宇和島市高齢者福祉課介護保健係 受付時間 8：30～17：15（平日）

電話 0895-24-1111 FAX 0895-24-1126

・愛媛県国民健康保険団体連合会 受付時間 8：30～17：15（平日）

電話 089-968-8700 FAX 089-968-8717

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください